

都道府県・ 政令指定都市名	24 三重県
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	環境生活部ダイバーシティ社会推進課
担 当 職 員 数	4 人（専任 2 人、兼任 2 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	三重県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1977年10月1日 根拠： 三重県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	三重県知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	三重県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2001年2月15日
構 成 員	18 人（女性 9 人、男性 9 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2021 年 3 月
名 称	第3次三重県男女共同参画基本計画
改定・見直しの予定時期	2031年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	三重県男女共同参画推進条例
	公 布 日（西 暦）	2000年10月13日
	施 行 日（西 暦）	2001年1月1日
	最 終 改 正 日（西暦）	2005年10月21日
	改 正 内 容	平成13年3月27日「三重県行政に係る基本的な計画について議会在議決すべきことを定める条例」の可決・成立に伴う第8条第4項の改正
改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）： 0 年 0 月		
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用			調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)	
目 標 値			(西暦) 2025 年度まで 70 %					
			・女性委員の割合が委員総数の40%以上、60%以下となる構成の附属機関の数が、全附属機関の70.7%となること。・全附属機関における女性委員の割合を40%とする。					
根 拠			男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱					
目標設定の対象である審議会等の範囲			法令または条例により執行機関の附属機関として設置したもの(3人以下で構成される附属機関を除く。)					
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード		1	審議会等数(104)うち女性委員を含む審議会等数(101)				
	延総委員等数(1,360)		延女性委員等数(447)		女性比率(32.9)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード		1	審議会等数(107)うち女性委員を含む審議会等数(104)				
	延総委員等数(1,369)		延女性委員等数(450)		女性比率(32.9)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード		1	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(39)				
	延総委員等数(807)		延女性委員等数(240)		女性比率(29.7)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード		1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(9)				
	延総委員等数(67)		延女性委員等数(19)		女性比率(28.4)			
目標値以外の目標設定			女性委員のいない附属機関については、その解消を図る					
女性登用方策	人材名簿作成の有無		1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表		2
	人材名簿が有る場合		掲載人数		203 人 (2024 年 7 月現在)			
	そ の 他		人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2			
			委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		1			
			そ の 他 (附属機関における女性委員の割合が委員総数の40%未満となる場合は、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づく事前協議を実施。)					

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード			1:2024年4月1日		2:その他(西暦)						
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	(人) (C)	うち女性数 (D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性数 (F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数 (H)	女性 比率(%)
本庁	計	393	53	13.5	21	3	14.3	58	9	15.5	314	41	13.1
	うち一般行政職	317	49	15.5	21	3	14.3	55	8	14.5	241	38	15.8
支庁・地方事務 所等	計	426	56	13.1	3	0	0.0	54	4	7.4	369	52	14.1
	うち一般行政職	340	39	11.5	1	0	0.0	46	2	4.3	293	37	12.6
全体	計	819	109	13.3	24	3	12.5	112	13	11.6	683	93	13.6
	うち一般行政職	657	88	13.4	22	3	13.6	101	10	9.9	534	75	14.0
再掲	警 察 関 係	121	5	4.1	0	0		0	0		121	5	4.1
	教育委員会	81	18	22.2	1	0	0.0	5	0	0.0	75	18	24.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	819	162	19.8	782	146	18.7	
	うち一般行政職	674	155	23.0	451	119	26.4	
支庁・地方事務所等	計	1,279	310	24.2	1,169	284	24.3	
	うち一般行政職	989	224	22.6	567	182	32.1	
全体	計	2,098	472	22.5	1,951	430	22.0	
	うち一般行政職	1,663	379	22.8	1,018	301	29.6	
再掲	警察関係	293	29	9.9	871	114	13.1	
	教育委員会	233	100	42.9	130	36	27.7	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	47	10	21.3	79	14	17.7	107	17	15.9
	うち一般行政職	36	7	19.4	59	14	23.7	58	15	25.9
支庁・地方事務所等	計	64	9	14.1	61	20	32.8	92	38	41.3
	うち一般行政職	52	7	13.5	49	13	26.5	52	19	36.5
全体	計	111	19	17.1	140	34	24.3	199	55	27.6
	うち一般行政職	88	14	15.9	108	27	25.0	110	34	30.9
再掲	警察関係	20	4	20.0	27	3	11.1	67	7	10.4
	教育委員会	15	5	33.3	8	2	25.0	9	1	11.1

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	
係長相当職	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇	任	試	験	1,147	96	8.4
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	315	133	42.2
	うち上級	164	72	43.9
	うち一般行政職	156	65	41.7
	うち上級	116	48	41.4
	うち警察関係	83	29	34.9
	うち上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	三重県職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、知事が任命した一般職に属する職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)					
	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
60	6	10.0	12	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	男女共同参画センター			愛称・通称	フレンドみえ		
設置年月日(西暦)	1994年10月7日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：514-0061 住 所： 三重県津市一身田上津部田1234 電話番号：059-233-1130 FAX番号： 059-233-1135 ホームページ: https://www.center-mie.or.jp/frente/						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 公益財団法人文化振興事業団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称： 公益財団法人文化振興事業団) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	12 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	0 人	予算額	2024年度 25,861	千円
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 講演会やフォーラムによる啓発、広報紙の発行やHP・SNSによる広報・啓発) ○ 2. 講座(主な事項： ジェンダー不平等や性別役割分担意識の解消に向けた講座の開催、男女共同参画社会を担う人材の育成) ○ 3. 相談事業(主な事項： 女性のための総合相談(電話・面接・法律・心理)、男性のための相談(電話)、性の多様性に関する相談(電話、SNS)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 男女共同参画等に関する書籍、資料、情報を収集、HP、チラシ、情報誌などでの情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項：) ○ 6. 交流促進(主な事項： 団体の活動発表や交流に関するイベントの開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 男女共同参画の推進を目的とした企業・NPO法人などでの出前講座の開催など) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項： 男女共同参画に関する意識調査、事業マニュアル、啓発資料等の作成) ○ 10. その他(主な事項： 県内市町との連携事業など)						

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人三重県文化振興事業団			基金・基本財産額	2,000,000	千円
設置年月日(西暦)	1992年3月25日		出資者	三重県		

2つある場合

名 称				基金・基本財産額	0	千円
設置年月日(西暦)			出資者			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等： 2. 無	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 〔 内容： 〕				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 〔 名 称： 〕 〔 概 要： 〕 7. その他 〔 内容： 〕		}

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 〔 内容: 全ての職員に研修機会を確保するため、研修案内又は受講決定通知に「育児、介護等の制度利用などで、配慮が必要な方は、研修担当へ連絡すること」と記載し、個別に対応している。 〕
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	140,825	150,075	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			○	
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目		
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	「女性の大活躍推進三重県会議」連絡会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	三重県男女共同参画年次報告書
問17-1 公表周期		1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 男女共同参画週間啓発事業	男女共同参画に関する啓発パネル展示、パンフレット配下等		6月
・ 女性に対する暴力防止総合推進事業	女性に対する暴力防止セミナーの開催		11月
・ 女性活躍のロールモデルや県内企業の優良取組事例の発信	女性活躍に関するロールモデル、優良取組事例集、講演等のイベント動画を県ホームページに掲載		通年
・ 男女共同参画フォーラム	国際女性デーに合わせて男女共同参画に関する講演等を行うイベントを開催		3月
・			
・			
2. 表彰			
・			
・			
3. 講座			
・			
・			
4. 相談事業			
・			
・			
5. 情報収集・提供			
・			
・			
6. 苦情処理			
・			
・			
7. 交流促進			
・			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ HAPPY☆CYCLEプロジェクト	女性の活躍推進に賛同する企業、団体のネットワークである「女性の大活躍推進三重県会議」の運営を通じて、トップ及び男性の意識改革、働く女性のモチベーションアップ、男性も女性も誰もが活躍できる職場環境づくりを支援		通年
・			
・			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
・			
10. 調査研究			
・			
・			
11. その他			
・ 男女共同参画センター事業	情報発信、研修学習、人材育成、相談、調査研究、参画交流の各種事業を実施		
・			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	三重県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。		1
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。		3
	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名	三重県議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(参集) 第一条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通知しなければならない。 2 議員は、公務、疾病、出産、家族の育児、看護(出産補助を含む。)又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり		2
	2. なし		
	3. その他()		
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
	配偶者の出産	1	
	育児	1	
	家族の看護	1	
	家族の介護	1	
	疾病	1	
	その他	1 公務、その他やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		4
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)		4
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。		1
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		○
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 ()		
規 則 名	三重県議会議員の政治倫理に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(政治倫理規準) 第三条 議員は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)等の諸規定とともに、次に掲げる政治倫理規準を遵守して行動しなければならない。 一 (省略) 二 人権侵害行為(差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(令和四年三重県条例第二十五号)第二条第三号の人権侵害行為をいう。以下この号において同じ。)又は人権侵害行為を行うことの煽せんと動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為をしてはならないこと。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。		1
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。		3
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。		2
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。		2
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名			
条文本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { }
計画、指針名	三重県地域防災計画
該当部分の規定	風水害対策編P49 津波・地震対策編P68 避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、主体的に行動できる女性人材の育成を図る。 また、育成した人材が情報交換をできるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。 風水害対策編P68 津波・地震対策編P87 「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。 また、男女共同参画や性の多様性の視点、要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2021年9月14日	～	2025年9月12日
副知事	2 人 (女性 0 人、男性 2 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名		委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	65	8	12.3		
		都道府県防災会議(委員のみ)	64	8	12.5		
		内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
			2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
			3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
			4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
			5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	0	0.0	
			6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
			7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	26	1	3.8	
			8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	7	77.8	
	2	国土利用計画地方審議会	12	5	41.7		
	3	土地利用審査会	7	3	42.9		
	4	都道府県交通安全対策会議	21	2	9.5		
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	16	7	43.8		
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	25	11	44.0		
	7	精神医療審査会	28	7	25.0		
	8	都道府県生活衛生適正化審議会					
	9	都道府県医療審議会	14	4	28.6		
	10	准看護師試験委員会	6	5	83.3		
	11	麻薬中毒審査会					
	12	地方社会福祉審議会	20	6	30.0		
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	6	30.0		
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	3	27.3		
	15	国民健康保険審査会	9	5	55.6		
	16	都道府県農業共済保険審査会					
	17	都道府県森林審議会	14	4	28.6		
	18	都道府県建設工事紛争審査会	13	2	15.4		
	19	建築審査会	5	2	40.0		
	20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0		
	21	都道府県都市計画審議会	24	5	20.8		
	22	開発審査会	7	4	57.1		
	23	私立学校審議会	12	6	50.0		
	24	石油コンビナート等防災本部	19	0	0.0		
	25	公害健康被害認定審査会					
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）	19	2	10.5		
	27	都道府県児童福祉審議会					
	28	地方港湾審議会	14	3	21.4		
	29	土地区画整理審議会					
	30	教科用図書選定審議会	20	9	45.0		
	31	介護保険審査会	18	8	44.4		
	32	都道府県固定資産評価審議会	10	4	40.0		
	33	感染症の診査に関する協議会	43	15	34.9		
	34	警察署協議会	158	70	44.3		
	35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	8	4	50.0		
	37	都道府県国民保護協議会	53	7	13.2		
	38	地方独立行政法人評価委員会	10	4	40.0		
	39	市街地再開発審査会					
	40	都道府県職員委員会					
	41	自然再生協議会					
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	3	60.0		
	43	後期高齢者医療審査会	9	2	22.2		
	44	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	24	0	0.0		
	46	指定難病審査会	18	1	5.6		
	47	小児慢性特定疾病審査会					
	48	行政不服審査会	6	3	50.0		
	49	地域医療対策協議会	28	4	14.3		
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
	51						
	52						
	53						
	54						
	55						
	合 計		807	240	29.7		
女性委員0の審議会数			2				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	4	2	50.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	2	50.0	
5	公安委員会	3	2	66.7	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	9	4	44.4	
8	海区漁業調整委員会	15	2	13.3	
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
合 計		67	19	28.4	
女性委員0の委員会数		0			